

# 農業生産基盤及び農村環境の 整備・保全について

令和6年8月

農林水産部農地整備課

# 目次

<b><u>I 農業農村整備の推進</u></b> . . . . .	4
<b><u>II 農業生産を支える農地・水路の整備</u></b> . . . . .	5
1 農地の整備	
2 農業水利施設の保全管理	
3 土地改良区の運営強化	
<b><u>III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進</u></b> . . . . .	11
1 多面的機能支払交付金による地域共同活動への支援	
2 中山間地域のコミュニティの活性化	
3 ため池が有する多面的機能の発揮・促進	
<b><u>IV 農村の防災・減災対策の推進</u></b> . . . . .	17
1 ため池の保全・管理	
2 井堰等の改修整備	
3 地すべり災害の防止	
4 農地海岸の保全	
5 農地・農業用施設災害への対応	
<b><u>V 農村生活環境の整備・保全</u></b> . . . . .	23
<b><u>VI 国営造成土地改良施設の機能保全</u></b> . . . . .	24
<b><u>VII 地籍調査の推進</u></b> . . . . .	27



# ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

## 【めざす姿】

御食国ひょうご 令和の挑戦  
 ↳都市近郊の立地を活かした農林水産業の  
 基幹産業化と五国の持続的発展↳

## 【基本方向】

【基本方向1】  
 基幹産業として持続的に  
 発展する農林水産業の  
 展開

【基本方向2】  
 県民が安心して暮らせる  
 活力ある地域の創出

【基本方向3】  
 「農」の恵みによる健康  
 で豊かな暮らしの充実

## 【推進項目】

- 1 スマート化による新しい農林水産業の実現
- 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開
- 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化
- 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進
- 5 豊かな海と持続的な水産業の実現
- 6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上
- 7 食の安全を支える生産体制の確保

- 8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進
- 9 農山漁村の防災・減災対策の推進
- 10 豊かな森づくりの推進

- 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進
- 12 「農」と多様な分野との連携強化
- 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

: 資料に掲載している施策項目

# I 農業農村整備の推進

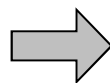
## 農業・農村の姿

- ・ 農業・農村は、食料を安定的に供給する重要な役割に加え、県土の保全や水源のかん養、美しい景観形成、伝統文化の継承など多面的な機能を有しており、県民生活の安全・安心を支えている。

## 農業農村整備事業の役割

- ・ 農業農村整備は、これまで農業用水の確保やほ場整備、農業集落排水処理施設の整備、ため池の改修などを進め、農業生産性の向上や農村の振興、災害の未然防止に取り組んできた。
- ・ 一方、食料安全保障や農業者の減少、高齢化、災害の頻発化など、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、農業の基幹産業化と活力ある農村地域の創出に向けた生産基盤の強化がこれまで以上に求められている。

⇒ **ハード・ソフトの両面から、農地や農業水利施設等の整備、農村の協働体制強化と農地・水路の維持保全、農村環境の保全整備による多面的機能の維持・発揮、農村の防災・減災対策を推進する。**



中山間地域でのほ場整備により生産性・作業効率性を大幅に向上  
(洲本市塔下(とうげ)地区)

## II 農業生産を支える農地・水路の整備

### 1 農地の整備

#### (1) 現状・課題

- ・効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、農地の条件整備を行い、労働生産性・土地生産性の向上を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を進める必要がある。
- ・農業振興地域の水田56,100haに対し、**ほ場整備済面積は44,200ha (79%)**であり、整備率が低かった**淡路地域は、事業制度の充実や農家意識の変化により整備が進み、48%まで向上**
- ・ほ場整備済み農地のうち、**パイプライン化整備済面積は12,250ha (28%)**にとどまり、既存の**開水路では用水管理や維持管理に多大な労力**がかかっているうえ、老朽化が進行
- ・暗渠排水やICT農機等にも対応しておらず、野菜等の高収益作物導入に支障

⇒ **大区画化・用排水路パイプライン化、暗渠排水施工など、スマート農業の導入や高収益作物導入を図るための整備が必要**

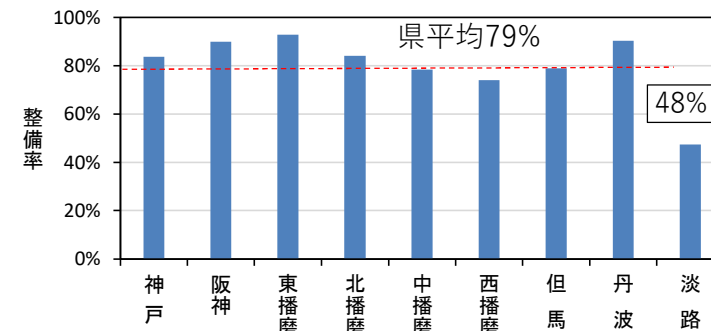


農道の拡幅と開水路のパイプライン化

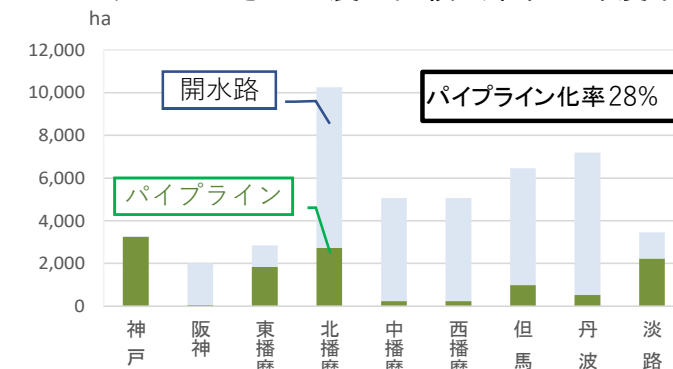
#### 開水路とパイプラインの違い

水路タイプ	用水管理手間	建設費用	維持管理費
開水路	・用水が末端に届きにくい ・管理に労力と時間を要す	安価	安価
パイプライン	・効率的な送水により節水 ・給水栓での水管理のみ、自動化が可能	高価	ポンプ運転経費が必要となる場合あり

ほ場整備率（令和4年度末）



パイプライン化された農地面積（令和4年度末）



農地整備課調べ

## II 農業生産を支える農地・水路の整備

### (2) 取組状況

#### ア ほ場整備の推進

- 未整備地域において、**担い手への農地集積・集約化とほ場整備を一体的に推進**

<農地中間管理機構関連農地整備事業の取組>

令和6年度 16地区

全ての農地に農地中間管理権を設定

事業完了後に80%以上の農地を担い手へ集積

- 整備率が低かった**淡路地域**では、近年、ほ場整備を積極的に推進  
令和6年度 12地区

**玉ねぎ・レタスなど野菜作に適した整備**

#### イ 大区画化・パイプライン化（二次整備）の推進

- これまでのほ場整備では、標準30a区画（100m×30m）で整備
  - 用水路は開水路で整備したが、老朽化し水管理の負担が増大
  - 意欲ある担い手の規模拡大、大型機械・高収益作物の導入を阻害
- ⇒ **担い手の営農計画に即して、1ha規模への区画拡大・用水路のパイプライン化等の二次整備を推進**

【令和6年度事業実施状況】

ほ場整備 実施個所	受益面積
南あわじ市 養宜(ようぎ)地区ほか 14市町 28地区 (農地中間管理機構関連農地整備事業以外も含む)	930ha

【令和6年度事業実施状況】

二次整備 実施個所	受益面積
豊岡市 内町(うちまち)地区ほか 6市町 10地区	273ha

## II 農業生産を支える農地・水路の整備

### ウ スマート農業の推進

- ・ 大区画化・パイプライン化と併せて、水田の給水を遠隔操作・自動制御を行う「高規格自動給水栓」の設置やドローン離発着基地等の整備を推進

#### ほ場整備におけるスマート農業の導入

- ・ 生産性の向上や作物の高品質化等を図るため、導入するスマート農業技術に合わせた基盤整備を推進



二次整備により大区画化されたほ場  
(姫路市宮置(みやおき)地区)



水管理労力を軽減する遠隔操作型自動給水栓  
(たつの市金剛山(こんごうさん)地区)



農薬散布時の給水設備を備えたドローン離発着基地  
(姫路市宮置地区)

### エ 計画的な農地整備の実施

- ・ 関係者の合意形成から工事完了まで長期になることから、「農地整備10箇年推進プログラム」を各市町と協議のうえ策定(令和5年3月改定)し、**計画的に農地整備を実施**

#### 【農地整備10箇年推進プログラムの概要】

整備区分・予算規模	前期 (R5~R9)	後期 (R10~R14)
未整備農地の整備	450ha	300ha
二次整備	220ha	400ha
事業予算	175億円(平均35億円/年)	175億円(平均35億円/年)

## II 農業生産を支える農地・水路の整備

### 2 農業水利施設の保全管理

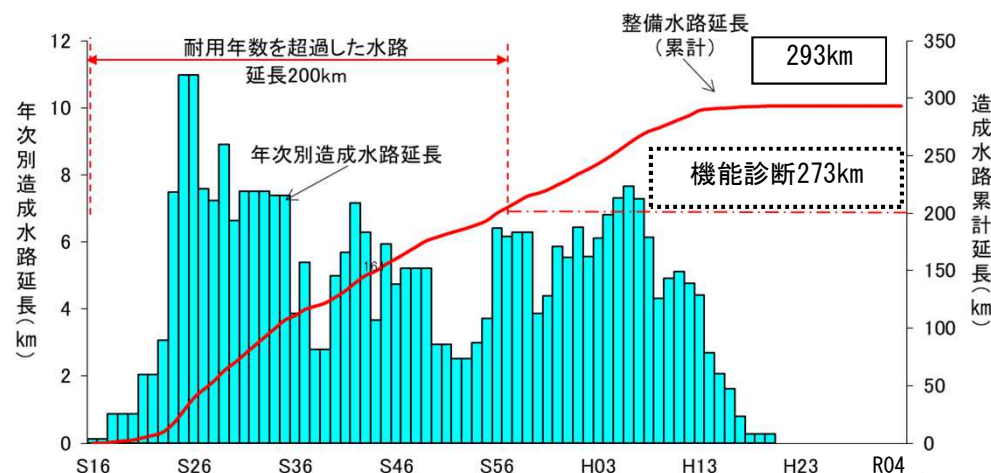
#### (1) 現状・課題

- 多くのダム・井堰・用排水機場は、昭和20年代～40年代に集中的に造成  
用排水路の総延長は、約16,600kmに上る。
- このうち **標準耐用年数の半分を経過した施設は用排水路では8割、用排水機場では9割以上**
- 老朽化による突発的な故障や破損のおそれ  
⇒ **施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための戦略的な保全管理が必要**

【農業農村整備事業等で造成した県内の主な農業水利施設】

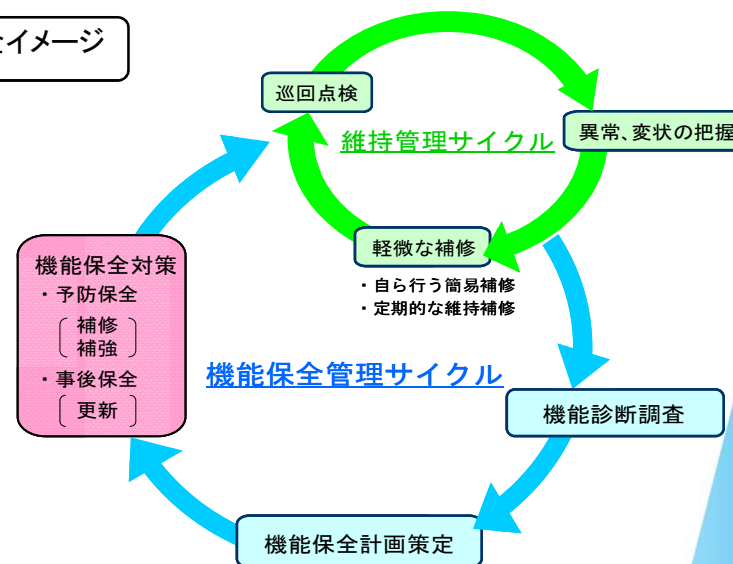
施設区分	造成施設数 (耐用年数)	標準耐用年数の半分が 経過した施設
ダム	27カ所 (80年)	23カ所 (85%)
井堰 (取水堰)	459カ所 (50年)	404カ所 (88%)
用排水機場	745カ所 (20年)	743カ所 (99%)
用排水路	約16,600 km (40年)	約 15,200 km (92%)

【県営事業で造成した基幹水路のうち標準耐用年数(40年)を経過する施設】



農地整備課調べ

施設保全イメージ



#### (2) 取組状況

- 深刻な機能低下が発生する前に劣化状況を診断した上で、ライフサイクルコストの低減に配慮した **機能保全計画を策定**し、本計画に基づき適期を捉えて必要な補修・補強・更新を行う **「ストックマネジメント手法」**により対策を推進



## II 農業生産を支える農地・水路の整備

- ・ 県が造成した**基幹水路のうち、約9割（273 km）で機能保全計画を策定**
- ・ 予防保全として、早急な補修・補強が必要とされる区間に対し、**表面補修や破損箇所の修復など対策を実施**（令和5年実績 約16km）
- ・ 市町・土地改良区等が造成した小規模な農業水利施設に対し、県土地改良事業団体連合会と連携してストックマネジメント手法による機能保全を支援

### 【令和6年度事業実施状況】

事業区分	実施箇所
県営基幹水利施設 ストックマネジメント事業	南あわじ市 百軒堀（ひゃっけんぼり）第1排水機場 ほか 8市町6地区

### 【ストックマネジメント手法による排水機場の機能保全（南あわじ市 吹上（ふきあげ）排水機場）】



低コストで機能維持できる計画を策定

#### 機能保全計画策定

##### 改修シナリオ

- (H 2 設置)
- H29 ポンプ設備補修
- R 3 除塵設備更新
- R 9 ポンプ設備補修
- R19 ポンプ設備補修

#### 予防保全の実施



除塵設備の更新（令和3年度）

## II 農業生産を支える農地・水路の整備

### 3 土地改良区の運営強化

#### (1) 現状・課題

- ・土地改良区は、基幹的な農業水利施設の管理等を行う主体として、土地改良法に基づき、地域の関係農業者により組織された組合
- ・令和6年3月現在、**県内の土地改良区数は263**であるが、100ha未満の小規模な土地改良区が70%以上を占めており、**財務基盤や組織体制が脆弱で組織運営が困難**になっている土地改良区も存在
- ・今後も組織が円滑に運営されるためには、農業構造の変化に的確に対応していく必要あり

#### (2) 取組状況

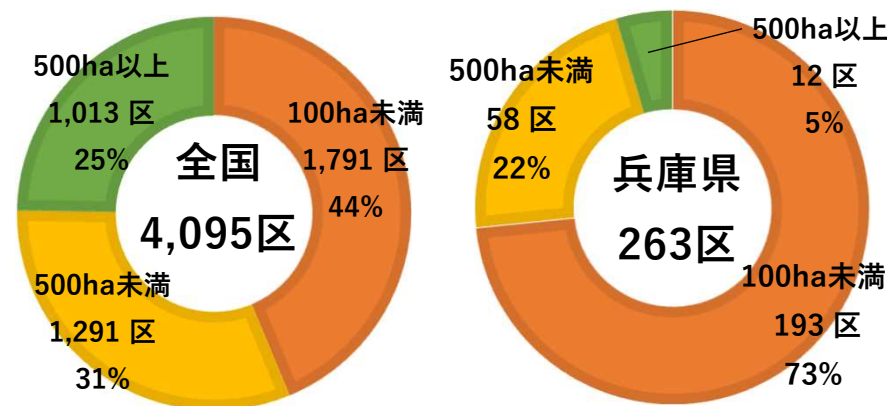
##### ア 財務管理の強化

- ・組合の財務状況の明確化・透明化を図り、施設の更新費用の計画的な積立を促進するため、管理する施設の資産評価と複式簿記会計の導入を推進
- ・改正土地改良法により義務化された貸借対照表の作成について、県土地改良事業団体連合会と連携して、研修会を開催し、土地改良区への個別指導を実施

##### イ 事務共同化・組織合併の推進

- ・小規模な土地改良区を対象に**事務の共同化や組織の合併**を推進しており、土地改良区統合整備基本計画を定め、関係市町及び県土地改良事業団体連合会と連携して**土地改良区への個別指導を実施**

【土地改良区の面積規模別の割合（令和5年度）】



# III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

## 1 多面的機能支払交付金による地域共同活動への支援

### (1) 現状・課題

- ・過疎化や高齢化、混住化に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動で支えられてきた農地・農業用水路等の維持・保全が困難な状況
- ・共同活動の困難化に伴い、農地・水路等の保安全管理に係る担い手農家の負担が増大し、担い手への農地集積・集約化を阻害するおそれ

### (2) 取組状況

- ・農地・水路等の保全に係る経費を助成する「多面的機能支払交付金」により、**非農家も含めた地域ぐるみの共同活動を支援**
- ・**R5年度末 交付金協定農用地 51,212ha、交付金支払 2,388集落**

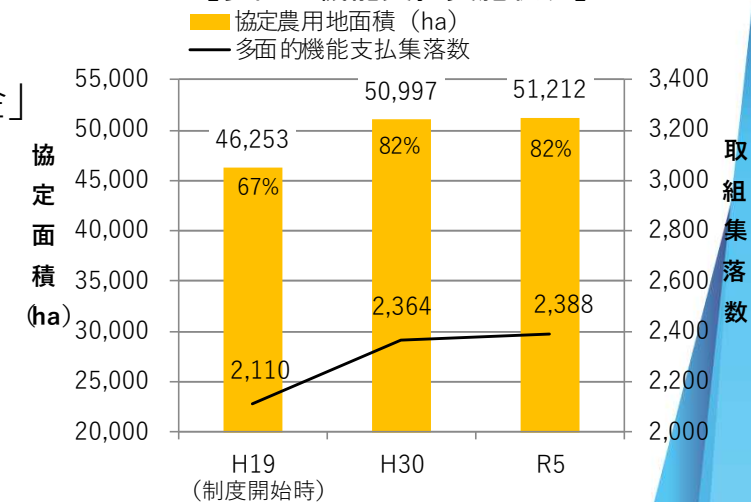
#### ア 質の高い活動への誘導

- ・活動組織の意識啓発のため、毎年「**ひょうご水土里のふるさとフォーラム**」を開催し、各活動組織が抱える課題解決の一助として、優良事例紹介やパネルディスカッション等を通じて情報を発信

#### 特定外来生物ナガエツルノゲイトウの防除対策

- ・ナガエツルノゲイトウは南米原産の水生植物で、繁殖力・再生力が非常に強く、県内16市町（R6.7.12時点）で繁茂が確認され、分布拡大傾向
- ・ため池や水路等で大量に繁茂すると、**維持管理負担の増大**や農業用水路を詰まらせ溢水被害等をもたらすため、早急な対策が必要
- ・農業用施設における被害を未然に防止するため、引き続き注意喚起を行うとともに、**国に対して防除対策の支援制度の創設や予算確保を要望**

【多面的機能支払実施状況】



ため池に繁茂したナガエツルノゲイトウ

### III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

#### イ 活動組織の広域化の推進

- ・活動組織の人材不足の解消や事務負担の軽減を図る方策として、平成30年度から**活動組織の広域化を推進**
- ・令和5年度までに489集落が**市町や小学校区域など地域の実情に応じた単位で広域組織を設立**

【広域組織設立状況（令和5年度末時点）】

市町区域単位	小学校区域単位等	計
佐用町・姫路市・神河町・上郡町・宍粟市 5組織(342集落)	養父市・豊岡市・朝来市・丹波市他 16組織(147集落)	21組織 (489集落)

#### ウ 草刈り作業の軽労化・省力化の推進

- ・共同活動のうち最も負担が大きい「草刈り作業」について、**機械導入等による軽労化・省力化を推進**

【草刈りフィールド・ラボ※の取組】

活動内容	取組内容	実績
現地研修会	リモコン式等草刈り機の実演・体験 メーカーによる操作説明・安全講習	R2.8 西播磨地域の活動組織100名 R5.10 全県下の活動組織200名
技術実証	軽労化・省力化技術の実証 (被覆植物、足場設置、高刈り、抑草剤等)	R2試行、R3～R5実施検証 リーフレットの改訂

※ 軽労化・省力技術の検証と実地体験のため佐用町内に設置運営（R2～R5）



草刈りフィールド・ラボ研修会  
(最新のリモコン草刈り機を体験)

# III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

## 2 中山間地域のコミュニティの活性化

### (1) 現状・課題

- ・中山間地域等※にある農地や山林は、水源のかん養や洪水防止、県民の豊かな自然とのふれあいの場の提供など多面的な機能を発揮  
※ 4法指定地域及び農林統計上の地域
- ・しかし、農業生産条件が不利であり、人口の減少や高齢化の進展著しいことから、耕作放棄地が増加するなど、地域荒廃のおそれ

### (2) 取組状況

#### ア 中山間地域等直接支払交付金制度の推進

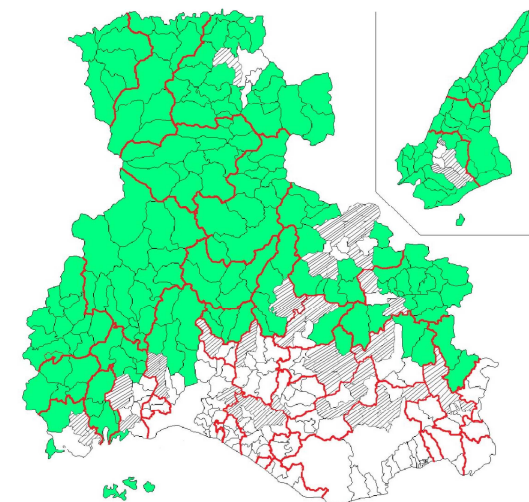
- ・農地の耕作放棄を防止し、農業生産力とともにその多面的な機能を維持するため、**農業の生産条件が不利な農地等における適正な農業生産活動等※に対して交付金を交付**

※農業生産活動等：水路・農道の管理、景観作物作付等

【中山間地域等直接支払実施状況】

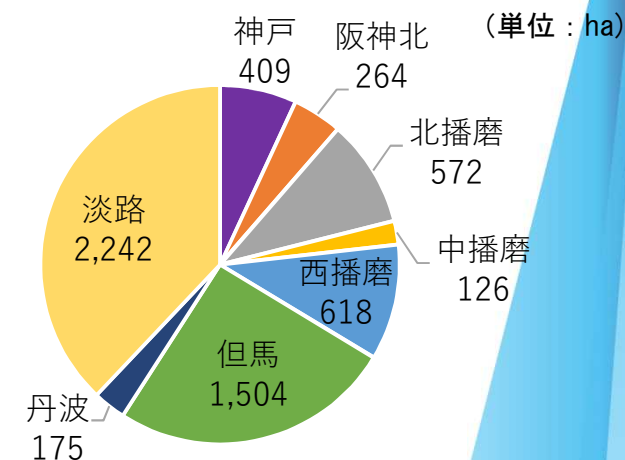
項目	R1	R2	R3	R4	R5
直接支払い実施市町数	24	27	27	27	27
直接支払い協定数	573	590	596	610	616
交付対象面積 (ha)	5,317	5,539	5,625	5,825	5,910
交付金額 (百万円)	1,019	1,083	1,101	1,138	1,155

【中山間地域等位置図】



- : 中山間地域：特定農山村法・山村振興法・過疎法・離島振興法の4法によって指定された地域（16市8町）
- ▨ : 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域

【地域別交付面積(令和5年度実績)】



# III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

## イ 活性化施設等の整備への支援

- ・農林水産業の振興とともに、豊かな自然などを生かした**都市住民との交流の拡大を通じた地域活性化**を目指す市町等に対し、必要とされる**施設整備を支援**

## ウ 棚田地域の維持・保全

- ・多面的機能の維持・発揮と地域の賑わいづくりを進めるため、棚田地域振興法※に基づく**棚田地域の指定や指定棚田地域振興活動計画の認定に向けた取組を進め、活動体制づくりや保全活動等を支援**

※棚田地域振興法（令和元年施行）：

貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。  
県内では7地域（神戸市2、養父市3、宍粟市1、多可町1）を指定（R6.4時点）

## 棚田カードの作成・配布

- ・棚田の魅力伝え、棚田を含む地域の活性化に役立てるため、「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」（農林水産省）に認定された**県内7地区※の棚田カードを作成し、令和6年4月から配布開始**

※7地区（宮垣（のうぎ）・能座（のうざ）・別宮（べっくう）〔養父市〕、うへ山〔香美町〕、岩座神（いさりがみ）〔多可町〕、山田・飯見（いみ）〔宍粟市〕）

- ・カードには、四季折々の美しい棚田の写真とともに、棚田の諸元・歴史、アクセス方法等を掲載
- ・棚田ごとに定めた配布ルールに従い、**実際に現地を訪れた人などに無料配布**

活性化施設の整備（佐用町）



写真（上）：改修された「味わいの里三日月」  
写真（下）：賑わいを見せる施設内の直売所



棚田カード（養父市 別宮（べっくう））

## III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

### 3 ため池が有する多面的機能の発揮・促進

#### (1) 現状・課題

- ・ため池は、農業用水を供給するとともに、生物が生息する水辺空間の創出、地域の憩いの場の提供や、豪雨時には雨水を一時的にためる洪水調節や土砂流出の防止などの多面的機能を発揮
- ・「**ため池の保全等に関する条例**」に基づき、県民の貴重な財産であるため池が次世代に継承され、多面的機能の発揮が促進されるよう、管理者による適正な管理に合わせて、多様な主体の参画と協働による「**ため池保全県民運動**」の**推進**が必要

#### (2) 取組状況

##### ア 多様な主体による保全活動の推進

- ・ため池の維持管理にあわせて、海域への栄養塩供給につながる「**かいぼり（堆積泥土の放流）**」や、生物多様性に悪影響を及ぼす外来動植物の駆除活動など、**ため池管理者・地域住民・各種活動団体など多様な主体の参画によるため池保全活動を推進**
- ・「ひょうごため池だより」の発行に加え、「ため池保全推進フォーラム」の開催、「ため池保全県民運動ホームページ」やSNSによる広報など、ため池管理者だけでなく幅広く県民に対して、**ため池保全に関する情報発信を実施**

【県内のかいぼり実施状況（近年5箇年）】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	302	300	304	294	294
うち、漁業者との連携によるもの	58	59	56	53	68

農地整備課調べ



農業者と漁業者が連携したかいぼり（淡路市 桃谷池）

# III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

## イ ため池や農業用ダムの洪水調節機能の活用

- ため池や農業用ダムが有する洪水調節機能を治水対策に活用するため、大雨の前に水位を下げる**事前放流**や、9月～10月などかんがい用水の需要が少ない時期に水位を常時下げておく**低水位管理の取組を促進**

### (ア) ため池の低水位管理に対する支援

- 総合治水条例により指定したため池の低水位管理の作業負担に対しては、**経費補助などにより管理者を支援**
- 放流における煩雑な水位操作を省力化するため、取水施設や洪水吐への**事前放流機能を付与する整備を推進**

### (イ) 農業用ダムでの洪水調節機能の強化

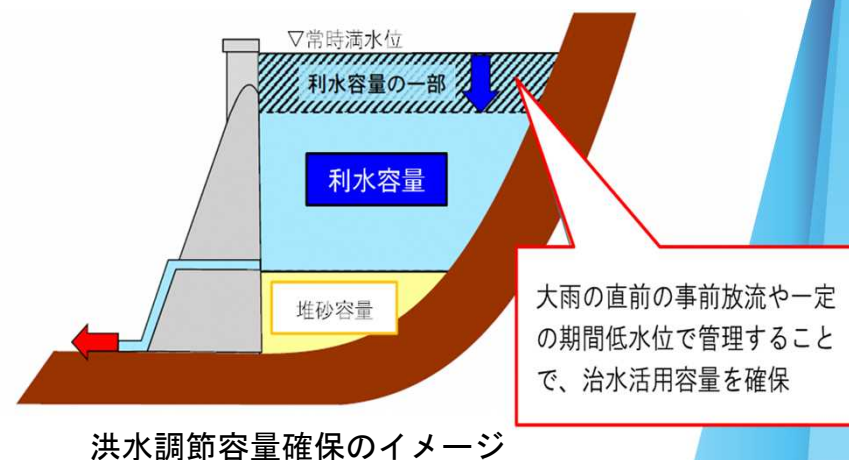
- 一級水系及び二級水系にある**県管理農業用ダム7基**において、利水者である土地改良区の協力のもと、**低水位管理の取組を実施**
- 洪水調節容量を確保するため**、一定量の土砂が堆積した農業用ダム4基について、令和3年度から緊急浚渫推進事業債を活用し、**土砂の撤去工事を実施**

【令和6年度県単独緊急浚渫事業実施状況】

実施箇所	主要工事
八幡谷(はちまんだに)ダム(丹波篠山市)、 藤岡(ふじおか)ダム(丹波篠山市) ※ 鏑市(つばいち)ダム、大杉ダム(丹波篠山市)はR5までに完了	堆積土砂の撤去

【ため池低水位管理の取組状況(令和5年度末累計)】

ため池低水位管理による治水容量	総合治水条例指定ため池数※	事前放流機能整備箇所数※
556万m <sup>3</sup>	422箇所	457箇所
	※重複180箇所	農地整備課調べ





## IV 農村の防災・減災対策の推進

### 1 ため池の保全・管理

#### (1) 現状・課題

- ・ 県内約22,000箇所のため池のうち、多くの箇所で老朽化が進行していることに加え、農業者の減少・高齢化により管理体制が脆弱化し、維持管理が困難となっているものや利用実態がないものが増加
- ・ 近年、頻発する局地的な大雨や大規模な地震の発生など、ため池の決壊等による被災リスクが高まっており、県民の生命や財産を守るため、**防災対策と減災対策を着実に進めることが必要**

#### (2) 取組状況

##### ア ため池法令による適正管理

##### (ア) ため池管理保全法・ため池保全条例による適正管理

- ・ 全てのため池について管理者情報等の届出を求め、市町とともに**ため池データベースを整備し、適正な管理を促進**
- ・ 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがあるものを「**特定ため池**」に指定し、**ため池の保全に影響のある行為を制限**するなど、防災面での適正な管理を促進

##### (イ) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ ため池工事特措法に基づき、人的被害を及ぼすおそれがある「**防災重点農業用ため池**」を指定し、災害を未然に防止するため、**優先的に改修・廃止工事を推進**

ため池法令における区分

ため池総数（約22,000箇所）

特定ため池（8,636箇所）

受益面積0.5ha以上で農地や農業用施設に被害を及ぼすもの

防災重点農業用ため池（6,146箇所）

下流に住宅等があり、人的被害を及ぼすもの

特定ため池の指定区分

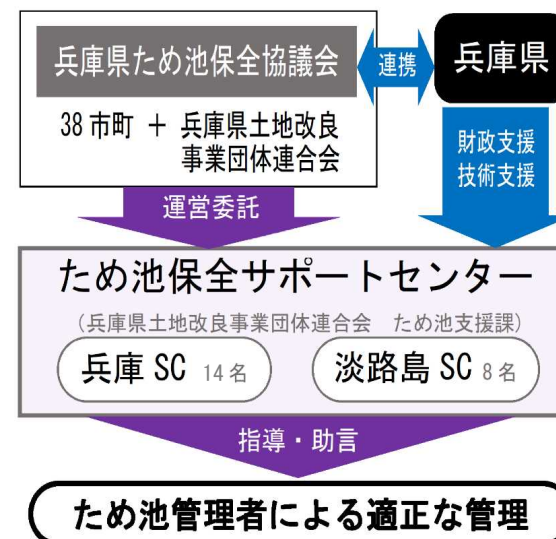
区分	条件	人的被害あり		農地被害のみ
		敷地:民間所有	敷地:地方公共団体	
ため池管理保全法		3,634箇所		(対象外)
ため池保全条例		(対象外)		5,002箇所

## IV 農村の防災・減災対策の推進

### イ 適正管理に向けた管理者への支援

- ・ため池管理技術の継承や管理者意識の向上を図るため、**管理者講習会**などを通じ、日常の点検や**適正な管理方法、大雨に対する備え等を指導**
- ・加えて、「**ため池保全サポートセンター**」の体制を強化し、特定ため池を対象に、漏水等の不具合が確認されたものに対する巡回点検や、簡易補修、低水位管理などの**きめ細やかな現地指導を実施**

#### ため池保全サポートセンターのしくみ



### 日本水大賞 農林水産大臣賞を受賞

**兵庫県と市町及び兵庫県土地改良事業団体連合会が連携して取り組んでいるため池の保全及び多面的機能発揮に向けた活動が認められ、第26回日本水大賞 農林水産大臣賞を受賞** (令和6年6月18日)

主催 : 日本水大賞委員会 (名誉総裁: 秋篠宮皇嗣殿下)

受賞者: 兵庫県土地改良事業団体連合会

#### 【主な活動実績】

- ・「兵庫県ため池保全サポートセンター」による農業者への技術指導や相談対応、巡回点検
- ・非農家や大学生等が参画した管理活動の支援
- ・小学生にため池の役割等を伝える普及啓発活動 など



受賞式における活動発表

## IV 農村の防災・減災対策の推進

### ウ ため池防災工事の実施

- ・ 防災工事の実施計画として各市町と協議し策定した「**兵庫県ため池防災工事等推進計画(R3~12)**」に基づき、決壊リスクや想定される被害規模が大きいため池から**優先的かつ計画的に改修・廃止工事を実施**
- ・ 令和12年度までの計画期間内に440箇所のため池について、国土強靱化対策予算を活用して集中的かつ計画的に防災工事を実施

区分	新規着手箇所数				事業費 (億円)
	前期 (R3~7)	(うち、R6まで 新規着手数)	後期 (R8~12)	合計	
改修工事	102	( 76)	152	254	254
廃止工事	119	( 80)	67	186	186
合計	221	(156)	219	440	440



豪雨対策工事が完了したため池  
(三田市 新池)



ため池監視システム展示場  
見学会の開催 (明石市)

### エ 減災・避難対策の推進

- ・ 防災重点農業用ため池を対象に、決壊時の「**浸水想定区域図**」を県の**CGハザードマップ**で全箇所公表
- ・ 甚大な被害が想定されるため池は浸水想定区域に加え避難所等を記した「**ため池ハザードマップ**」を作成し、**住民の的確な避難を促進**
- ・ **ため池管理のICT化**に向け、豪雨時における水位の上昇を遠隔把握できる「**ため池監視システム**」の設置を進めるため、展示場を開設し見学会を開催するなど、**市町職員やため池管理者の理解促進**を支援

## IV 農村の防災・減災対策の推進

### 2 井堰等の改修整備

#### (1) 現状・課題

- ・ 河川に設置された井堰等の農業水利施設の多くは、昭和51年の河川管理施設等構造令制定以前に設けられたものである。これらのうち、構造等が基準に適合せず**不備がある施設が約140箇所**存在し、洪水時に堤防決壊等の河川災害を招くおそれがあるため、早急な対策が必要

#### (2) 取組状況

- ・ 石積みやコンクリートによって造られた固定堰は、水位調節を行うことができず、洪水時に流水を阻害する要因となることから、**可動堰への改築を推進**
- ・ 不備がある護岸工、護床工や、**水位調節機能に不具合が生じている可動堰**についても、状況に応じ順次**改修整備を推進**

#### 【令和6年度事業実施状況】

実施箇所	主要工事
姫路市 書写(しょしゃ)地区 ほか6市町6箇所	固定堰から可動堰への改築、 護床工の改修等



洪水を安全に流下させる可動堰へ改修（三木市和田(わだ)井堰）

## IV 農村の防災・減災対策の推進

### 3 地すべり災害の防止

#### (1) 現状・課題

- 農地及び農業用施設への被害が想定される農林水産省農村振興局所管の**地すべり防止区域は12市町に計78区域**あり、地すべりの発生を抑制する対策として、集水井等を整備

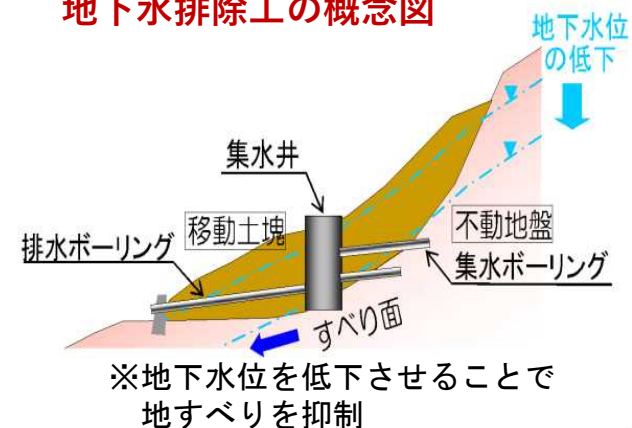
#### (2) 取組状況

- 令和6年度は、**4市町14区域において対策工事を実施**
- 対策工事の完了区域（12市町64区域）では、地すべり防止施設を定期的に点検し、必要に応じて補修等を実施

##### 【令和6年度事業実施状況】

実施箇所	主要工事
三木市 北水上（きたみずかみ）区域ほか4市町13区域	集水井、杭工、水抜きボーリングの整備等

#### 地下水排除工の概念図



### 4 農地海岸の保全

#### (1) 現状・課題

- 津波や高潮、波浪、浸食等から海岸付近の農地や農業用施設を守るため、農地海岸として6箇所（総延長2,698m）を指定し、保全・管理を実施

#### (2) 取組状況

- 防潮堤等の海岸保全施設の整備や**施設の改修等を計画的に実施**

##### 【令和6年度事業実施状況】

実施箇所	主要工事
松帆崎（まつほざき）海岸（淡路市）	防潮堤の改修等



改修中の松帆崎（まつほざき）海岸

## IV 農村の防災・減災対策の推進

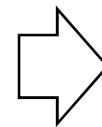
### 5 農地・農業用施設災害への対応

#### (1) 災害復旧事業の実施

- ・ 豪雨や地震等により被災した農地や農業用施設について、国の災害復旧事業を活用して早期の復旧、営農再開を支援
- ・ **令和5年災害は420箇所**で復旧工事を実施しており、市町と調整を進め**令和8年度までに全箇所の工事完了**を目指す。

#### 【近年の災害発生状況】

年次	主な被災地域	被害総額(百万円)
R4	北播磨、西播磨、丹波	40
R5	神戸、北播磨、但馬、丹波、淡路	2,870
R6	神戸、北播磨、但馬、淡路	(R6.6時点) 710



令和5年度に被災したため池の復旧状況（神戸市北区）

#### (2) 災害に備えた体制づくり

- ・ 災害発生に備え、市町職員を対象に研修会を開催し、**災害復旧技術の向上を支援**
- ・ 被災状況に応じて県の技術**職員を被災市町に派遣**するほか、県内市町の相互支援制度に基づき、市町職員派遣について、**市町間の調整を実施**

## V 農村生活環境の整備・保全

### 農業集落排水処理施設の機能保全

#### 1 現状・課題

- 河川や農業用水の水質汚濁を防止するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、「生活排水処理99%大作戦」のもと、平成3年度から16年度にかけて、農業集落排水処理施設の整備を促進
- 処理施設の多くが更新時期**を迎えており、施設機能の保全対策を計画的・効率的に進めていくことが必要

#### 2 取組状況

- 隣接する処理施設や公共下水道への統合による施設の合理化、施設の長寿命化対策を適時適切に実施していくため、**施設ごとの機能診断に基づいて必要な対策方法等を定める「最適整備構想」**の策定を促進
- 施設を有する全24市町（285処理区）において**令和2年度までに構想が策定され、必要な更新整備を実施中**

#### 【令和6年度事業実施状況】

実施箇所	主要工事
多可町多可地区ほか9市町16地区	処理施設の制御盤・ポンプ、中継ポンプ等の更新等



施設の機能強化事例  
（三田市 三田地区その1(母子地区)）

## VI 国営造成土地改良施設の機能保全

### 1 現状・課題

- ・受益地が複数市町にわたる大規模な土地改良事業については、国が直接事業を実施しており、昭和20年代から平成初頭にかけて、東条川地区ほか3地区で基幹的な農業水利施設等を造成
- ・これらの基幹施設は、国が直轄管理してきたが、老朽化による水路トンネルの変状や漏水事故等の不具合が増加
- ・**水路橋やダム・ため池の一部では、調査の結果、所定の耐震性能を有していないことが判明しており、計画的な施設更新や長寿命化対策、耐震対策が必要**
- ・現在、東条川地区では二期事業を実施中であり、北淡路地区においては二期事業の実施に向け調整中
- ・加古川西部地区は、平成27～29年度に国が実施した診断調査で施設の健全性が確認されており、今後は調査結果をもとに作成した機能保全計画に従い、劣化の進行状況に応じて補修・補強工事を推進

#### 【国営造成施設】

地区名	関係市町・関係土地改良区	主要施設	造成年度	二期事業実施年度
東播用水	神戸市、三木市、稲美町、加古川市、明石市、東播用水土地改良区	呑吐(どんど)ダム、大川瀬ダム、川代(かわしろ)ダム、水路110km	S45～H4	H25～R3(完了)
東条川	加東市、小野市、三木市、兵庫県東播土地改良区	鴨川ダム、船木池、安政池、水路23km	S22～S39	R3～R14(予定)
北淡路	淡路市、北淡路土地改良区	常盤(ときわ)ダム、谷山ダム、揚水機場2箇所、水路48km	S43～H1	R10～(予定)
加古川西部	加西市、加東市、小野市、多可町、西脇市、姫路市、加古川西部土地改良区	糶屋(こうじゃ)ダム、井堰4基、水路81km	S42～H2	調整中



# VI 国営造成土地改良施設の機能保全

## 2 取組状況

### (1) 東条川地区

- ・ **令和3年度から国営東条川二期事業として着手**
- ・ 老朽化が進行する **幹線水路等の改修やダム・ため池の耐震対策**を行うこととしており、令和6年度は船木池の改修等を実施する予定

#### 【東条川二期事業の概要】

- ①主要工事 ・老朽化対策：鴨川導水路等  
 ・耐震対策：鴨川ダム、安政池ほか6箇所、曾根サイフォン
- ②事業期間 令和3年度～令和14年度（予定）
- ③受益面積 3,396ha（関係農家数5,974戸）
- ④事業費 129.8億円（共同事業の水道事業分を含めた総事業費140.0億円）

⑤負担割合

	国	県	市	農家
老朽化対策	66.66%	19.40%	9.00%	4.94%
耐震対策	66.66%	30.00%	3.34%	0%

- ⑥R6年度予算 7.6億円※（上水事業費を含めた総事業費9.8億円）※ R5補正予算1.8億円含む

#### ⑦R6年度工事計画

工事名	工事概要	備考
船木池改修工事	ため池改修	小野市
鴨川導水路改修その2工事	隧道改修、仮水路	加東市
1号幹線水路2号水路橋耐震工事	水路橋耐震補強	加東市
1号幹線水路改修工事	開水路改修	加東市
2号幹線水路改修工事	開水路改修	小野市
小野大池改修工事その1工事	ため池改修	小野市



安政(あんせい)池（加東市）



曾根(そね)サイフォン（加東市）

## VI 国営造成土地改良施設の機能保全

### (2) 北淡路地区

- ・近年、老朽化による水利施設の突発的な破損事故が発生し、営農にも重大な支障を来しており、抜本的な更新対策が必要
- ・土地改良区及び市、県、国で構成する「北淡路地区水利施設老朽化対策事業推進会議」を令和2年度に設置し、**国営二期事業の早期実施に向けて協議**



パイプライン破損による道路陥没  
(断水・通行に支障)

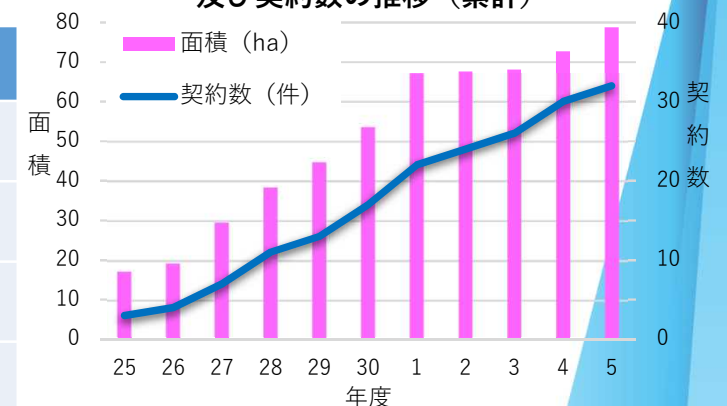
### 農業参入希望事業者への農地貸付の推進

- ・北淡路地区では国営事業によって造成された農地において野菜や果樹など多様な農業を展開
- ・一方、地域の農業者の高齢化と後継者不足、狭小な農道など効率的な営農に不向きな団地があり、未利用農地が増加しつつあり、県では北淡路土地改良区及び淡路市等と連携し、**未利用農地への企業参入を促進**
- ・令和元年度から農地借受希望をプロポーザル方式で公募し、個々の営農計画に即して農地等を整備した上で事業者へ貸付ける「**オーダーメイド型農地整備・貸付事業**」を実施

#### 【オーダーメイド型農地整備・貸付事業の実施状況】

	公募時期	公募農地面積	選定事業者	農地整備事業着手時期	営農計画	営農開始時期
第1期	R1.8~9	13.0ha	(株)パソナグループ ほか1者	R3.4~	果樹栽培、 施設園芸ほか	R5.12~
第2期	R2.5~7	5.1ha	(株)ハーベストファーム ほか2者	R4.11~	果樹栽培、 露地野菜ほか	R6.10~(予定)
第3期	R3.8~9	15.6ha	(株)池上農場 ほか5者	R6.1~	果樹栽培 露地野菜ほか	R8.10~(予定)
第4期	公募地区の調整中					

北淡路における農業参入面積  
及び契約数の推移(累計)



## VII 地籍調査の推進

### 1 現状・課題

- ・地籍調査は、国土調査法に基づき、市町が主体となって土地一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界と面積を測量する事業である。調査成果は法務局にある登記簿や地図に反映され、土地取引の円滑化や行政業務の効率化、災害発生時の迅速な復旧に活用
- ・本県の調査進捗率は、**令和5年度末で31%**と全国平均53%を大きく下回っており、特に都市部と山林部の進捗率が低いことから、重点的に対策を講じた調査の推進が必要

### 2 取組状況

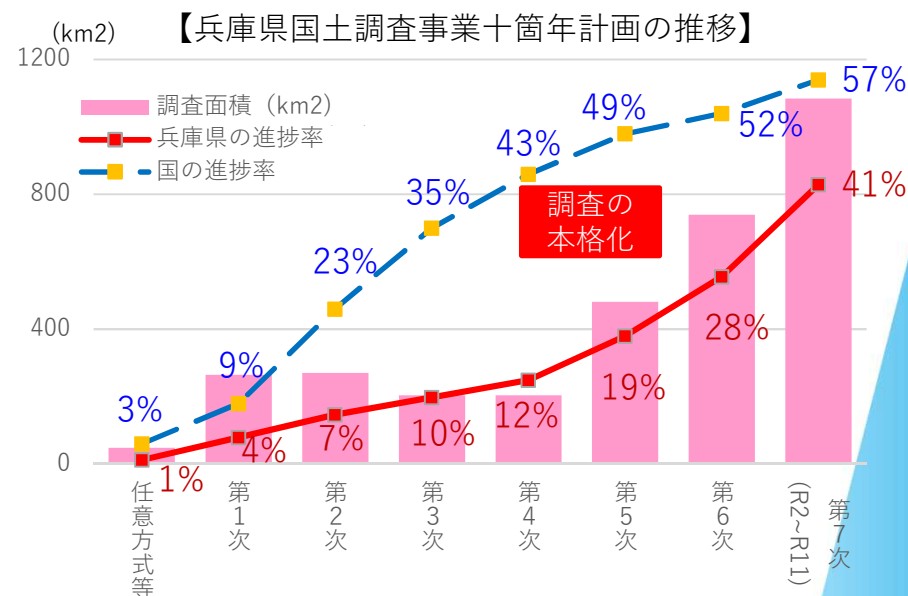
#### (1) 国土調査事業十箇年計画の推進

- ・技監を会長とし、農林水産部・土木部・まちづくり部関係課で構成する「**地籍調査推進会議**」を設置 (H15~)
- ・国土調査事業十箇年計画※を推進するため、**社会資本整備や森林施策などの関係施策と連携**を図ることにより、**全国一の予算を確保**して調査を加速化

※ 国土調査促進特別措置法に基づく計画。現在は第7次計画 (R2~R11)

【調査対象面積に対する進捗状況】 (面積単位：km<sup>2</sup>)

地帯別	区分	進捗状況 (令和5年度末)		
		対象面積	調査済面積	進捗率(全国)
都市部 (DID)		577	141	<b>24%</b> (27%)
DID以外	宅地	535	162	<b>30%</b> (52%)
	農地	1,390	870	<b>63%</b> (71%)
	林地	5,444	1,318	<b>24%</b> (47%)
合計		7,946	2,491	<b>31%</b> (53%)



## VII 地籍調査の推進

### (2) 社会資本整備と連携した調査の推進

- ・豊岡市では、国直轄の「北近畿豊岡自動車道」に**先行して調査を実施**し、用地買収期間を1/3に短縮
- ・計画中の「山陰近畿自動車道」でも先行して調査を実施中
- ・南あわじ市では、県道拡幅工事（松帆古津路・湊地区）に先立ち、地籍調査を実施することで、地図混乱状態の解消を図り、**円滑な事業実施に大きく寄与**



### (3) 山林部における「スマート地籍調査」の推進

- ・山林部は土地所有者の高齢化等により境界の現地確認が困難になりつつあることから、**航空レーザー測量の成果等から土地境界案を作成し、現地確認によらず集会所等で土地所有者の確認と同意を得る方法を導入することで、従来の調査方法より期間・経費を大幅に削減、転落事故等を低減**

#### 【佐用町での実証結果】

- ① 作業経費が約70%に低減、
- ② 通常工期5～6年が3年に短縮、
- ③ 境界立会期間が1/10に短縮



【効果1】測量作業の効率化(現地測量→航空レーザー測量)



【効果2】境界立会の効率化(現地確認→机上確認)